**千葉市建設工事等入札制度検討会要綱**

（目　的）

第１条　この要綱は、入札制度全般にわたる課題等を検討し、適切な契約事務の遂行を期することを目的とする。

（設　置）

第２条　前条の目的を達成するために千葉市建設工事等入札制度検討会（以下「検討会」という。）を置く。

（所掌事務）

第３条　検討会及び専門部会は、次に掲げる事項をつかさどる。

　(1)　入札・契約制度の改善に関すること。

　(2)　入札・契約制度の適正な運用の推進に関すること。

　(3)　その他の入札・契約制度に関わる必要事項に関すること。

（組　織）

第４条　検討会は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、資産経営部長をもって充てる。

３　検討会の委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

　(1)　総務部長

　(2)　財政部長

　(3)　都市部長

　(4)　建築部長

　(5)　公園緑地部長

　(6)　土木部長

　(7)　道路部長

　(8)　下水道企画部長

　(9)　下水道施設部長

（職　務）

第５条　検討会の会長は、会事を総理する。

２　検討会の会長に事故があるときは、委員である財政部長がその職務を代理する。

（会　議）

第６条　検討会は、必要のつど会長が招集する。

２　検討会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

３　検討会の会長が、会議の運営に必要があると認めたときは、委員以外の出席を求めることができる。

（入札制度検討会専門部会）

第７条　検討会に、入札制度検討会専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

２　専門部会は、検討会の運営を円滑に推進するため、必要な事項について調査等を行うものとする。

３　部会長は、契約課長をもって充てる。

４　専門部会の委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

　(1)　政策法務課長

　(2)　建築管理課長

　(3)　営繕課長

　(4)　建築設備課長

　(5)　公園建設課長

　(6)　技術管理課長

　(7)　道路建設課長

　(8)　街路建設課長

　(9)　下水道整備課長

　(10) 下水道施設建設課長

５　専門部会は、必要のつど会長が招集する。

６　専門部会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

７　専門部会の部会長が、会議の運営に必要があると認めたときは、委員以外の出席を求めることができる。

（庶　務）

第８条　検討会及び専門部会の庶務は、財政局資産経営部契約課において処理する。

　　　　附　則

　この要綱は、平成３年１１月１日から施行する。

　　　　附　則

　この要綱は、平成５年７月１日から施行する。

　　　　附　則

　この要綱は、平成６年１１月２１日から施行する。

　　　　附　則

　この要綱は、平成１２年４月３日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２１年１月５日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。